# 港区立障害保健福祉センターの管理運営に関する年度協定書(令和2年度)

港区(以下「甲」という。)と社会福祉法人友愛十字会(以下「乙」という。)とは、令和2年3月31日付けで港区立障害保健福祉センター(以下「本施設」という。)の管理に関して締結した「港区立障害保健福祉センター管理運営に関する基本協定書」(以下「基本協定書」という。)に基づき、本施設の管理運営に係る年度協定(以下「本協定」という。)を締結する。

## (目的)

第1条 本協定は、本施設の管理運営業務(以下「本業務」という。)の各年度の業務内容及 び本業務の実施に対して支払われる管理運営に要する費用(以下「指定管理料」という。) を定めることを目的とする。

## (協定の期間)

第2条 本協定の有効期間は、令和2年4月1日から令和3年3月31日までとする。

### (業務内容)

第3条 令和2年度の業務内容は、基本協定第8条に定めるとおりとする。

#### (指定管理料の金額)

第4条 基本協定第31条第2項に規定する指定管理料の額は、年間707,743,997円(消費税を含む。)とする。

## (指定管理料の支払)

- 第5条 指定管理料は、四半期ごとに、乙からの請求に基づき、前金払にて支払うものとする。ただし、基本協定第32条の規定により指定管理料を変更した場合は、甲乙協議の上、これを変更するものとする。
- 2 前項に定める四半期ごとの指定管理料の支払額は、次のとおりとする。

#### (支払の内訳)

対 象 期 間	支 払 額
第1・四半期	207,257,653 円
第2・四半期	146,614,345 円
第3・四半期	207,257,653 円
第4・四半期	146,614,346 円

3 甲は、前項の指定管理料について、適正な請求があったときは、請求のあった日から30日以内に乙に支払うものとする。

4 甲は、前項の期間内に第1項で定める支払金額を支払わないときは、乙に対し、支払期限の翌日から支払をした日までの日数に応じ、支払金額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定した率と同率(年当たりの率は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの率とする。)を乗じて計算した額を遅延利息として支払うものとする。

## (指定管理料の清算)

第6条 乙は、基本協定第31条第5項に定める余剰金及び契約落差金が発生したときは、 甲が指定する期限までにこれを返還しなければならない。

## (協議)

第7条 本協定に定めのない事項について疑義が生じた場合は、甲乙協議の上決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙双方記名押印の上、各自その 1 通を 保有する。

令和2年 月 日

甲 港区芝公園一丁目 5 番 2 5 号 港 区 長 武 井 雅 昭

乙 世田谷区砧三丁目 9 番 1 1 号社会福祉法人 友愛十字会理 事 長 蒲 原 基 道